

《有害鳥獣対策事業補助金の手続きの流れ(防除柵)》

1 申請者に提出していただく書類

- ・ 交付申請書
- ・ 商品のカタログ(購入予定の商品が分かるように○などをつけてください。)
- ・ 見積書



2 農林水産課から申請者に送付する書類

- ・ 交付決定通知書

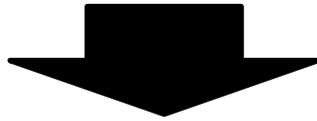


【商品購入】

※ 商品は必ず交付決定通知のあった後に購入してください。交付決定より先に購入すると補助金の対象となりませんのでご注意ください。

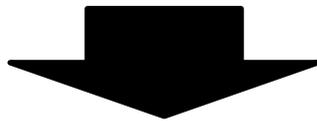
3 申請者に提出していただく書類

- ・ 実績報告書
- ・ 領収書
- ・ 商品（未使用の状態）の写真
- ・ 防除柵等設置前の農地の写真
- ・ 防除柵等設置後の農地の写真
- ・ 危険表示版の設置の写真（電気柵のみ）
- ・ 通帳
- ・ 印鑑



4 農林水産課から申請者に送付する書類

- ・ 交付額確定通知書



5 申請者に提出していただく書類

- ・ 交付金請求書